

注意してください。

オルソケラトロジー治療中の運転免許に関して警察庁交通局運転免許課からの通達があります。

1、オルソケラトロジーレンズの使用者は、視力検査時には、検査担当者にオルソケラトロジーレンズを使用している旨を申告しなければなりません。

2、オルソケラトロジーレンズの使用者は、運転免許取得、更新時の視力検査に裸眼で合格していても、運転免許証の『免許の条件等』には『眼鏡等』と記載されます。

3、オルソケラトロジーレンズの使用者は、運転免許証の『免許の条件等』に記載された『眼鏡等』の記載をなくすためには、オルソケラトロジー治療を完全に中止した上で、裸眼で視力検査に合格する必要があります。

4、オルソケラトロジーレンズの使用者は、オルソケラトロジー治療中でも、基準の視力が得られていない場合は、裸眼で運転すると免許の条件違反となります。

5、角膜矯正コンタクトレンズ治療中でも、基準以上の視力が確保されている場合においては、免許の条件違反にはなりません。

平成30年 月 日

富久クロス眼科 宛

以上の運転免許に関する注意を理解しました。

氏名